

出資証券ペーパーレス化（不発行）のご案内

令和4年4月
茨木市農業協同組合

平素より、当JA事業に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、組合員の皆様からお預かりした出資金については、従来出資証券を発行してきましたが、全国的な株券・証券のペーパーレス化の流れから、当JAにおきましても令和4年10月1日受付分より、出資証券を発行しないことといたしました。

組合員の皆様からお預かりしている出資金の効力には何ら影響はなく、出資口数・出資金額に変更はございません。

今後、出資金の口数・残高につきましては、年に一度お送りさせていただく「出資配当金支払のご案内」にてご確認ください。また、今までどおり、所定の様式によりご請求いただければ「出資金残高証明書」を発行させていただきます。

また、簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えするかたちで下記にQ&Aを列記いたしましたのでご参照ください。ご不明な点がございましたら、出資金払込店舗、または、本店総務課（TEL:072-627-7762）へお問い合わせください。

Q1. なぜ出資証券を発行しないようにするのですか？

A. 出資証券は、日常的に使用することがなく、なおかつ長期に渡って保管いただかなければなりません。相続・脱退・譲渡・名義変更等の出資金に関わるお手続きの際に、証券を紛失されている場合は、紛失届及び再発行届（有料）等が必要となり、組合員の皆様にご負担をおかけすることとなります。ペーパーレス化によってお手続きの際に証券のご持参が不要となるため、手続きが簡素化され組合員の皆様のご負担を軽減することができます。また、出資証券の紛失や、盗難被害に遭われたりするリスクが無くなります。

Q2. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか？

A. お手元の出資証券は、そのまま保管いただいて結構です。JAに提出していただく必要はございません。なお、相続や譲渡・脱退・名義変更等のお手続きの際に、ご出資いただいている支店窓口にお持ちいただければ回収させていただきます。

Q3. ペーパーレス化の後、新たに出資を申し込んだ場合、出資証券に代わるものはあるのですか？

A. 新規加入や出資金の増口をされた場合に証券は発行されませんが、お名前や出資（増口）金額等を記載した「出資金払込領収書」を発行させていただきます。

本件に関するお問合せ先

茨木市農業協同組合 総務部 総務課 072-627-7762